

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	仮使用の承認	
根拠法令・条項	建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	仮使用の承認については、「昭和53年11月7日付建設省住指発第805号」通達を、本市の審査基準として定め審査を行う。 （参考解説書）（財）日本建築防災協会発行「工事中に使用する建築物の防災・安全対策」	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 標準処理期間を設定できない理由	本市においては、申請時に現場検査を要するので、標準処理期間を設定することが困難である。